

第1期障害児福祉計画編

第1章 第1期計画における障がい児支援

1 障がい児支援の実績と必要量見込み

山鹿市第1期障害児福祉計画における障がい児支援の利用量・利用者数の計画値（平成30年度～平成32年度）は、本市の障がいのある子どもの現状・動向を踏まえた上で、平成27年度～平成29年度の利用実績（利用量・利用者数）の動向等をもとに設定しました。※平成29年度実績は、見込数です。

（1）児童発達支援

〈サービス内容〉

障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

〈現状と課題〉

本市のサービス提供事業所は、平成29年現在で2事業所です。利用希望も増加しており、対象児の支援に限りがある状況です。

〈今後の取組〉

今後も利用者数の増加が予想されるため、関係機関との連携を図りながら、利用者の意向を的確に把握し支援を行っていきます。平成32年度末で、利用量300回/月、利用者数100人/月を見込みます。

■児童発達支援の実績と必要量見込み

区分	単位	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画	平成30年度計画	平成31年度計画	平成32年度計画
		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績			
利用量	回/月	195	205	215	285	291	300
		213	239	240			
利用者数	人/月	58	61	64	95	97	100
		67	87	89			

(2) 医療型児童発達支援

〈サービス内容〉

医療・機能訓練・保育・日常生活指導の総合的療育を行い、障がいのある子どもの全面的な発達を支援します。

〈現状と課題〉

県内におけるサービス提供事業者が県南圏域に1箇所、遠方であることもあり、本市ではサービス利用者はいない状況です。

〈今後の取組〉

サービス利用者のニーズの把握に努めるほか、県と協力して、サービス提供事業者の掘り起こしを図ります。平成32年度末で、利用量1回/月、利用者数1人/月を見込みます。

■医療型児童発達支援の実績と必要量見込み

区分	単位	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画	平成30年度計画	平成31年度計画	平成32年度計画
		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績			
利用量	回/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	1			
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	1			

(3) 放課後等デイサービス

〈サービス内容〉

授業終了後や学校の休校日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や地域社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

〈現状と課題〉

本市のサービス提供事業所は、平成29年現在で6事業所ですが、利用を必要としている障がいのある子どもの受入れ体制に限りがある状況です。本市児童生徒数は減少傾向にあるものの、特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあり、今後の受入れ体制の整備が課題となっています。

〈今後の取組〉

今後も利用者数の増加が予想されるため、関係機関との連携を図りながら、利用者の意向を的確に把握していきます。平成32年度末で、利用量1,560回/月、利用者数200人/月を見込みます。

■放課後等デイサービスの実績と必要量見込み

区分	単位	平成27年度計画	平成28年度計画	平成29年度計画	平成30年度計画	平成31年度計画	平成32年度計画
		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績			
利用量	回/月	190	200	210	1,200	1,250	1,560
		505	813	980			
利用者数	人/月	41	44	47	160	180	200
		81	120	142			

(4) 保育所等訪問支援

〈サービス内容〉

保育所や集団生活を営む施設において、集団生活への適応のための支援を行います。

〈現状と課題〉

サービス利用希望はあるものの、本市にサービス提供事業所がないため、他市の事業所の利用を行っている現状です。

〈今後の取組〉

サービス利用希望があることから平成32年度末で、利用量2回/月、利用者数2人/月を見込みます。また、制度の周知徹底に努めます。

■保育所等訪問支援の実績と必要量見込み

区分	単位	平成27 年度計画	平成28 年度計画	平成29 年度計画	平成30 年度計画	平成31 年度計画	平成32 年度計画
		平成27 年度実績	平成28 年度実績	平成29 年度実績			
利用量	回/月	1	1	1	1	2	2
		1	1	1			
利用者数	人/月	1	1	1	1	2	2
		1	1	1			

(5) 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度より開始事業）

〈サービス内容〉

重症心身障害児などの重度の障がいのある子どもであって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

〈今後の取組〉

市内の訪問教育や訪問看護、居宅訪問型保育の利用者数を勘案し、平成 32 年度末で、利用量 1 回/月、利用者数 1 人/月を見込みます。

■居宅訪問型児童発達支援の必要量見込み

区分	単位	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	平成 32 年度計画
利用量	回/月	1	1	1
利用者数	人/月	1	1	1

(6) 障害児相談支援

〈サービス内容〉

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする障がいのある子どもを対象に、障害児支援利用計画を作成します。

〈現状と課題〉

各事業所で相談支援内容の充実に向けた取組が必要となっているほか、障害福祉サービス利用が促進されていることから、相談支援専門員の対応件数が急速に増加しています。

〈今後の取組〉

相談支援部会の活動を強化し、本市の相談支援専門員の支援内容の向上を図っていくとともに、新規事業所の掘り起こしを図ります。平成32年度末で、利用者数80人/月を見込みます。

■障害児相談支援の実績と必要量見込み

区分	単位	平成27 年度計画	平成28 年度計画	平成29 年度計画	平成30 年度計画	平成31 年度計画	平成32 年度計画
		平成27 年度実績	平成28 年度実績	平成29 年度実績			
利用者数	人/月	37	40	43	70	75	80
		43	58	68			

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

(平成30年度より開始事業)

〈サービス内容〉

医療的ケア児に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の支援を調整するコーディネーターの養成を支援します。

〈今後の取組〉

利用者のニーズの把握に努めるほか、県及び関係機関と協力して、対象となり得る人の掘り起こしに努めるとともに、制度の周知・徹底に努めます。

現在、重度の手帳を所持している障がいのある子ども的人数から、コーディネーターの養成支援は1名を見込みます。

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの必要量見込み

区分	単位	平成30年度計画	平成31年度計画	平成32年度計画
配置人数	人/年	1	1	1

(8) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の指針では平成32年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。本市では、既に児童発達支援センターを1箇所設置しているため、現状を維持していきます。

項目	箇所	考え方
平成32年度末時点の整備数	1	平成28年に設置済み。人口及びサービス利用者数を勘案し、1箇所の設置。

(9) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、国の指針では各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することにより、平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。本市では、現在利用者はいるものの全て他市の事業所を利用している状況です。現在の支給決定者数を鑑みて、体制整備を行えば利用が見込まれるため、体制整備を目指します。

(10) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、国の指針では平成32年度までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。本市では、既存の事業所と相談し、設置について検討を進めていきます。

項目	箇所	考え方
平成32年度末時点の主に重症心身障害児対応の児童発達支援事業所の設置	1	設置については、事業所と相談し検討を進めていく。
平成32年度末時点の主に重症心身障害児対応の放課後デイ事業所の設置	1	

(11) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、国の指針では、平成32年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。本市では毎月1回行っている「地域療育センター担当者会議」を利用し、協議の場とします。

項目	箇所	考え方
平成30年度末時点の整備数	1	既存の組織を活用し、協議の場とする。
平成32年度末時点の整備数	1	

(12) 巡回支援専門員整備事業

〈サービス内容〉

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場所への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

〈現状と課題〉

現在は、県の事業である「地域療育センター事業」のひとつとして実施していますが、熊本県の療育支援体制の変更に伴い、「地域生活支援事業」を活用し、平成30年度から本市で新たに実施をするものです。

〈今後の取組〉

現在の事業からサービスが低下しないよう、制度の周知に努めます。平成32年度末で、利用延べ件数155件を見込みます。

■巡回支援専門員整備事業の必要量見込み

区分	単位	平成30年度計画	平成31年度計画	平成32年度計画
利用延べ件数	件/年	145	150	155